

# 新型コロナウイルス感染防止のための障がい児通所支援事業所の運営について

## 考え方

- ◎ 放課後等デイサービスについては、障がいのある児童、生徒が利用するものであり、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で1人で過ごすことができない児童等がいることも考えられることから、事業所に対し、原則として感染の予防に留意した上で開所されるよう依頼する。また、児童発達支援についても、障がいのある幼児の療育を目的としていることから、同様に依頼する。  
なお、事業所の臨時休業については、地域の感染の状況を考慮しつつ、個々の事業所ごとに判断する。

## 基本的な対応について

- 事業所の感染症予防マニュアルに基づく消毒等の対応と、集団感染のリスクが高まる3つの条件(密閉・密集・密接)を回避した指導を実施する。
- 屋内行事等については、判断時点において特別警報等の発令状況を考慮して実施の可否、見直しの要否を判断する。
- 市保育所等の対応に準じた取扱いとするよう依頼をする。

## 感染時等の対応について

### ① 利用児又は職員に感染が確認された場合

- 感染した児童等が1人の場合は事業所閉鎖は行わず、2人以上など感染拡大が懸念される場合に事業所閉鎖等を最終利用日(最終接触日)を基準に3日間休所とする。  
※事業所で発生した場合で、保護者の休業が困難な場合は、他事業所の利用調整を行うなどの対策を講じ、利用が継続されるよう事業所へ依頼する。

### ② 利用児、職員が濃厚接触者と確認された場合

- 保健所が健康観察を必要として指示する日まで当該利用児は通所自粛、職員は自宅待機の判断をする。(指示がない時は7日を基本とするが、自宅待機4日目及び5日目に個別に抗原定性検査キットを用いた検査(薬事承認されたものに限る)を自費で行い、その結果、陰性を確認した場合は、5日目から自宅待機の解除が可能。)

### ③ 同居の家族が濃厚接触者と特定された場合

- 同居の家族が濃厚接触者と特定された利用児及び職員の自宅待機は要請しない。

### ④ 利用児等及び同居する家族がPCR検査等を受ける場合

- 利用児等及び同居の家族等がPCR検査・抗原検査を受ける場合は、検査結果が判明するまで通所自粛、職員は自宅待機の判断をする。

## 感染防止対策について

- 家庭と連携し、家庭において児童の検温を行い、風邪症状の確認を行う。
- 児童はサービス利用前に事業所で検温を実施する。
- 児童に少しでも症状がある場合は、無理をせず休養させるとともに、速やかな受診を勧める。あわせて、同居家族に対しても体調変調時は、速やかに受診するよう勧める。その際、児童の通所は控えてもらう。
- マスクは利用の場面で必要に応じ、着用をする。

## 県知事からの施設使用制限要請への対応

### 県知事から施設の利用の制限等が要請されない場合

- 基本的に通常の利用を実施する。

### 県知事から施設の利用の制限等が要請された場合

- 県知事の要請を踏まえつつ、全利用児について通所自粛とすることを基本とする。  
※事業所で発生した場合で、保護者の休業が困難な場合は、他事業所の利用調整を行うなどの対策を講じ、利用が継続されるよう事業所へ依頼する。